

平成30年第4回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成30年6月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成30年6月15日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	平成30年6月15日	11時6分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	田川浩	出	9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	6番	所賀廣	7番	平古場公子	8番	川下武則
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		中村誠			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	環境水道課長	田崎一朗		
	副町長	永淵孝幸	農林水産課長	永石弘之伸		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	藤木修		
	総務課長	田中久秋	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村正史	会計管理者	峰下徹		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	安西勉		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	小竹善光		
	健康増進課長	大岡利昭	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年6月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 平成29年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 平成29年度太良町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第28号 太良町急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第30号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第31号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第7 議案第32号 平成30年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第33号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第34号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第34号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願について
- 追加日程第4 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第1号 平成29年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

事業として漁業経営構造の改善事業費の補助金ということで93万7,000円ほど計上してありますけれども、この事業の内容についてお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

この事業につきましては、佐賀県有明海漁業協同組合が建設を予定されております白石第2ノリ糸状体培養所の建設に伴う関係市町村の負担金でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

竹下君、よかですか。

○2番（竹下泰信君）

補助金というよりも分担金というか、そういう形ですね。その計算根拠はどのような内容ですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

負担金の計算方法でございますけれども、ノリの糸状体の出荷枚数、これを全体で振り分けまして、負担金というふうなことで計算をされてるところでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第2号 平成29年度太良町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

これは道路整備交付金事業ということですが、これに伴う水道の移設ということであろうと思いますけれども、この場所と内容についてをお伺いいたします。

○環境水道課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

今回の繰り越しの場所につきましては、大浦の亀ノ浦、もとの中嶋病院跡の交差点のちょっと手前に船津橋というのがありますけれども、そこに長崎方面に向かって左側に歩道橋がないと、その設置工事です、県工事はですね。それに伴う水道管の添架管かけかえ工事があります。

以上です。

○10番（末次利男君）

多分、今度改良されているあの付近でしょうけれども、この県営工事、国道の関係につきましては一般財源を50万円、県が40万円の補償費ということですが、一般的に負担割合というのはそういうふうになるんですかね。県営事業は大体県が県費で補償してもらわないんですかね。その辺どうなってるんですか、410万円の内訳。

○環境水道課長（田崎一郎君）

財源内訳としましては既収入特定財源の50万円、これにつきましては水道事業の単独事業に対しましては事業費の10%を一般会計から繰り入れるということになっております。その他の県の移設補償費の40万円になるんですが、これにつきましては既設の水道管が国道橋にかかっていたんですが、それがもう耐用年数が過ぎてるということで減耗計算をして、全然残ってないということですが、事業費の1割分は県が補償するというような額で40万円となっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

この事業の着工期日と工事期間はどれくらい見られておられますか。

○環境水道課長（田崎一郎君）

着工期日につきましては、県工事が平成29年6月29日に側道橋の工事が発注されております。それに伴って、その撤去につきましてはその工事に含まれておりました。うちの工事を今回繰り越すわけですが、県工事が9月末の完了をめどにしてるということですので、側道橋がかからないとうちの水道管も添架ができないということですので、12月末を工期期限ということで予定しております。

以上です。

○8番（川下武則君）

通学路も伴うところの場所なんで、もう少し早目に夏休みの間とかその間にある程度できないもんですかね。今でも一緒ばってんが、非常にあそこら辺を通行する子供たちは不便な

思いをしてるといいますか、そこら辺は課長は見に行ったことはありますか。

○環境水道課長（田崎一郎君）

お答えします。

現場は重々うちの工事が関連しとるものですから把握をしております。それで、歩道橋については県工事でありますので、私がお答えすることは控えさせていただきますけども、うちの工事としては歩道橋がかからないと添架はできないという状態にありますので、12月末の工期を期限としておりますけども、通学路であるということですけども、もともと今計画をされて発注されてる工事の場所は歩道はありませんでしたので、今回新たに設けるといような県の工事でありまして、通学路であるからもう少し早くというのは町としてはお答えを控えたいと思います。

以上です。

○8番（川下武則君）

実は通学路にはなつとらんとぼってん、朝晩の高校生たちもそこを、通学路には歩道はあつとぼってんそっちを通っていくといえますか、本来は通っちゃいけないところですけど、どうしても近道行為じゃなかばってんが、そういうことをかなりされてるといえますか。結構あそこは交通指導員の方もあって、注意はされとつとぼってんが、それでもどうしても通ってしまうといえますか。夕方なんか特にそこを通ってかなりあれしとるもんやけんが、子供たちがですね、なるべく県のほうには急いでしてもらおうようお願いだけはしてもらおうようお願いしたいと思います。

○環境水道課長（田崎一郎君）

お答えします。

当初あそこの工事につきましては、29年度で県の工事も完了する予定でした。それで、ずっと28年度からうちの水道管とか町有地が絡んでおりますので事前協議を進めてまいりましたところですけども、歩道橋の分が側道橋と言うんですけども、その分の下部工事を工事する際に基礎の部分にくい打ちを計画してあったようです。大型機械を搬入する計画であったんですが、その大型機械が施工する際に付近に添架してある九電とか九電柱とかNTTケーブルが支障を起こすということで、当初計画になかったそういうケーブル関係の移設工事が必要になってきたようです。これの移設補償工事がちょっと長引いて、それに伴い県工事が繰り越しをされた。それに伴い、うちの工事も繰り越しを強いられたというような状態でございます。ですので、県としても、町の要望もあった箇所なんで、特に中学校の通学路でもありますし、早目の工事完成を計画してたんでしょうけど、そういう事情で繰り越しになっているようです。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第2号を終わります。

日程第3 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第28号 太良町急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

今回、太良町急傾斜崩壊防止分担金の徴収条例の一部を改正する条例についてということでございましたけれども、改正の中身を見ますと事業費の4分の1の範囲ということですが、今までの分担金は幾らであったのか。今回改正後の分担金は事業費の4分の1というふうに明記をされておりますけれども、そこはもともと町単の崩壊防止の工事があっていただけなのかお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

昨年度までは急傾斜地崩壊防止事業というのはありましたけど、昨年度までは対象家屋が5戸以上の分についてが県の補助をもらってする対象事業はありました。その分につきましては、県の補助が事業費の半分、残りの半部分を町と地元関係者で半分ずつ出すということで、実質4分の1が地元の負担ということになっておりました。今回は町の単独事業ということで今年度から行うようにしましたけど、それは1戸からでもできるということですので、その分についても今までの県の事業のときと同じように地元の負担を4分の1にするということ考えております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

わかりました。

今まで県営あるいは国庫の事業として数カ所実績があるというふうに思いますけれども、この実績についてはどれくらいあるのか。

それと、最近災害の中でも地すべり等が非常に発生して、生命、財産を失う災害が発生をしておりますけれども、この太良町に今いろんな危険箇所の現場踏査とか何とかをされておるといふふうに思いますけれども、どれくらいが危険地域として、それぞれいろいろ優先順位というのは多分あると思いますけれども、大体把握はどれくらいされているのか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

まず、急傾斜地の実績ということですけど、今までに国庫補助で行った分につきましては片峰とか郷式、川内、その辺が実績がございます。波瀬ノ浦もです。それと、県の補助をし

て行う事業につきましては、平成22年に道越地区が最後です。その前は亀ノ浦地区とか杉谷地区がございます。

続きまして、危険箇所の数ということですが、平成27年に県のほうで急傾斜とかの危険箇所の指定を行っておりますけど、その分で急傾斜地と土石流の危険箇所の指定を行っておりますけど、町内合わせて322カ所、内訳としまして家の背後の急傾斜地の分が298カ所、あと土石流関係が24カ所となっております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

相当数の危険箇所があるということで把握をされているというふうに思いますが、今まで県営、国庫、これの急傾斜というのは採択基準があって、先ほど言われたように5戸以上ということもあるし、非常にさまざまな問題が発生をしておりますけれども。それとあわせて、事業費が莫大にかかるということで、なかなかちゅうちょされているという箇所もあるんじゃないかというふうに想像をいたします。そういったことで、もちろん国庫と県営に準じて4分の1の範囲という負担金ですけれども、例えば今1戸でも対象になりますよというお話ですけれども、非常に工事費というのは大変かかる。これは全体的に言えることですが、平成17年の合併以降、財政規律を見直すために非常に補助率を下げたわけですよね。そこから一向にその見直しはあってないし、この危険地域が負担金が多いということで工事の希望がないようでは、せっかくの事業が絵に描いた餅になってしまうわけですよ。ですから、4分の1をもうちょっと軽減、これ25%といえれば結構な金額に負担金というのはなるはずですよ。そういうお考えはないのか。

それと、急傾斜の崩壊防止の事業の種類、恐らく裏山の山地であれば山地崩壊というものもあるはずですよ。そういったところの種類はどれくらいありますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

まず、負担金の率ですけど、今までの事業で関係者の負担金が4分の1ということでしておりますので、それに合わせてはおります。軽減ということもありましたけど。今、県内の急傾斜の負担割合ですけど、20市町のうち太良町と同じく25%負担が全部で9市町ございます。それにほぼ同じということで思っております。

あと、種類ですけど、林地崩壊とかあるんですけど、はっきり全部は覚えておりません。

以上です。

○8番（川下武則君）

先日、中畑の区民の方と座談会をさせていただいたんですけど、そのときにもこの危険地区というか、そういうのを言われて、私たちもそれを見に行ったらばってん、結局災害っていうとは、えっ、あそこのつていうごたところの崩れたりとかいろいろあるじゃなかです

か。そん中で、今言われたように、前もってある程度危険区域とか何とかしてあつとぼってんが、大浦地区に限っても全然亀ノ浦のほうとかまだ何か所か沖見屋の上とか危険区域はあつとぼってんが、全然県のほうはそういうところに手をかけとらんっていいですか。うちの事務所の上のほう、亀ノ浦のとも、県の方は何回も調査に来られたとぼってんが、ほとんどただ調査には来られたぼってんが手つかずといいですか。今回、町のほうがこの条例を4分の1のあれっていうことであるというので、枠は結構広がるのかなという期待はしるところですけど、今言われたように4分の1の負担っていうたら、仮に1,000万円の仕事やったら250万円負担せんばいかんっていうたらかなり厳しかかかなと思うんですけど、そこら辺の調整はもう少しできないもんかなと思うんですけど、そこら辺、町長、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

まず、確かにその25%の決定は国庫、県単に合わせて25%の補助ということでやっておりますけどね。まず、国、県の事業につきましては、これが大規模ですよ。大規模で大々的に片峰とか波瀬ノ浦とか郷式とかやっておりますけど、もう大々的な擁壁でありますから。小規模の町単事業というのはブロック程度でいくもんですから、普通に言う災害復旧程度ですから、事業費自体そうまで高くはないんじゃないかというふうに思っております。

今回こういうふうなことで皆さんたちにお願ひしたのは、今まで災害もとれん、採択基準が5戸以上で、高さが5メートル以上という相当な基準がございますから、これじゃもし、災害がとれん、要望があつても採択基準に合致しないというふうなことになって、もし人災で生き埋めになったらどうするかというふうなことで行政が問われるということで、単独でも今回お願ひしようという形でやったわけですよ。だから、確かに皆さんたちがおっしゃるとおり25%も大規模災害、これは国営ですよ、国の補助事業、小規模は県単事業ですけどね。その分については、もう大規模になれば、ああいうふうな大々的な擁壁だから、それは連携で1個じゃなくして全体の事業費の25%ですから、うちの場合は今回は1個ですから、そこまでないと思いますよ。だから、場合によっては、もし25を30%に見直すということであれば、全体的な国の事業、県の事業、単独でどっちにしろ合わせないかんじゃろうなと思っておりますよ。採択基準にならんけんて、救済方法としてただじゃできないから、通常の補助事業対象に見合うような負担金をもらいましょうという原点で今回お願ひしとつとですから。そういうことです。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第28号 太良町急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第29号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

10番目に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものっていうのが追加として書かれてるのかなと思いますけれども、この文面の5年以上というのにどういう意味があるのか、どうしてこういうふうになったのか、経緯についてお願いしたいと思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、国の省令に基づきまして第10項目め、5年以上放課後児童健全育成に従事した者であってということで、市町村長が適当と認めたものということであっております。国の省令を見ますと、第9号までの分について従来定めていた規定においては高校卒業までという、そういう資格のある方を規定していたんだけど対象の拡大ということで、端的に言いますと義務教育、中学校卒業程度の方で5年以上ということで従事した方については支援員の資格ということで対象を拡大されてるものであります。なお、その5年といいますのは、第9号に高校卒業の資格であって、2年以上のという、第9号には2年間という従事した経験があると、そのバランスを考えて5年という国のほうで設定をしてある基準であります。

以上です。

○1番（待永るい子君）

4条のほうに学校教育法の規定により幼稚園とか小学校とか中学校、あと高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者という、そういう資格があると思いますけれども、今現在、太良町にいらっしゃる方のそれぞれの人数はわかりますか、資格を持っていらっしゃる。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

太良町の指導員の方については、資格のある方は保育士の免許ということで持ってらっしゃる方が現在5名です。この条文でいいますと第9号になりますけども、2年以上経験されてる方、これにうたっております教員免許状等々はないけれども経験されてる方という方が2名ということで、現在の7名の指導員体制で行っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

学童保育に関しましては、国のほうの施策で質を上げるということで方針を去年ぐらいから出されてると思いますけれども、具体的に町としてはどのように取り組んであるのか、具体的なことがあればお願いいたします。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

質を上げるといいますと、こちらのほうでは処遇改善ということで、先生の処遇の質という認識でございますけれども、佐賀県が行っております指導員、今7名の方なんですけども、支援員の資格の認定研修というのを義務化されておまして、それに交代で3年をかけてその免許の更新に行っていておまして、ことしで全てその研修を受けられます。あと、質の改善といえますと処遇改善になりますけども、その点につきましては今後給料の面につきましては検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

田川君、よかですか。

○3番（田川 浩君）

これは、支援員さんの免許の要件緩和だと思うんですよね。というのは、国としても何らかの問題があったと思うんですけど、これは放課後児童支援員の確保が難しいということでこういう方面に緩和されたということで理解していいのでしょうか、どうでしょうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

現在、放課後の児童につきましては、平成27年度から児童の対象を3年生までだったのを小学校に児童の数も拡大されたことに伴いまして、待機児童まではないんですけども数がふえたというのもあります。それで、国のほうは地方分権の取り組みで自治体からの要望を聞く、そういう制度がありまして、その項目に今回の支援員の対象を拡大してくれと。現実にライセンスがなくても経験者を拡充ということで、そういう意味合いのもとにされてる制度だと思ってます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

もう一点聞きますけど、本町の場合は今7名の支援員さんがいるということでしたけれど、将来的にこの支援員さんの数で足りていくものなのか、将来的な見通しというのはどうでしょうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

将来的にとおっしゃいましたけれども、現実問題、今年度につきまして支援員の数は大体40名には2人という基準がございまして、現在それをオーバーした形で受け入れてる現状がありますので、早急に改善していかねばならないという認識でおります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回の提案理由の説明をしてみると、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、条例の改正の必要があったというふうな理由が述べられておりますけれども、この公布の日というのはいつなんですか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

国の省令は30年4月1日となっております。

以上です。

○10番（末次利男君）

それじゃ、新たに支援員の中身についてでありますけども、配置要件とか年齢制限とかそういう中身についての改正はあってないのか、そしてまた4月1日以降、新たに委嘱をされた人がいるのかいないのか、交代があったのかなかったのか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

前段の件でございまして、支援員さんについて太良町の現在の配置要件については、全然太良町に直接の影響はないことになっておりますけども、国の省令に合わせて条例をつくったということで4月1日付で太良町の条例も改正したということで、支援員さんが交代等々についてなんですけども、今年度、自分の都合でやめさせてくれという要望は今現在1人出ておりまして、何回かの募集も現在やっておりますけど、なかなか見つからない状態です。

以上です。

○10番（末次利男君）

制度の執行はあっておりませんが、平成30年4月1日から適用するという事であるとするならば、見解の相違かもしれませんが、これは当然、専決処分事項の承認を求める事項に該当するんじゃないかなど。議案としてもし執行でもすれば、建設事業だと事前着工ということですよ。ですから、これ担当は総務課ですかね、議案を提出することについては、どう思われますか。もちろん4月1日から適用しとつとですよ、もう。専決でしょう、これは、どうですか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今回の議案で承認をいただいて公布をすることになりますので、公布に当たっては適用が4月1日からということで、もう既にこの改正条例を適用して採用とかそういった部分の手続は一切やっておりませんので、あくまでも今回条例改正をお願いして、可決いただいて、適用がさかのぼるといったことで考えておりますけれども。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

議員言われるのは、例えば今これは放課後児童健全育成事業の条例改正ですけども、例えば税関係も4月に3月過ぎてから、議会過ぎてからいろいろそういった案件が出てきて、さかのぼってうちのほうに該当するような案件があれば条例改正をしていくわけですね。ですから、今、総務課長が言ったように、この条例をさかのぼって利用して、例えば採用をしたいというふうなときには、議員言われるように事前に皆さん方に御了解いただいた上でこれを執行していくということになろうかと思えます。しかし、今回まだこういった国の改正に伴ったところでうちもそれに合わせて条例改正しておりますので、そういった税とか後期高齢とか何かいろいろなこういう厚生関係の改正も出てきますけれども、そういったことで議決いただいた後にさかのぼって施行するというふうなことになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

何かまだ質問したいことありますか。

○10番（末次利男君）

よかです、3回しましたから。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号、太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第30号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

これにつきましては、前回しおまねきという名称で運営していた施設に関する条例の改正ということだと思いますけれど、今回看板が変わってまして、タララボという看板が立っておりますけれど、そこの特産等の振興施設ですけれど、我々が思っているのとちょっとスケジュール的におくれているのではないかなと思ってるんですけれど、あそこに甘酒をつくるためにタンクを入れなければいけないということで改築をされて、それで初めは甘酒の委託、製造を始めるということでしたけれど、3月の末に多分新しい会社をつくられてやってると思いますけれど、当初の予定どおり進んでるのかどうか、今どうなんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

スケジュールにつきましては、御指摘のとおり少しおくれている状況でございます。特に補助で整備した部分はなるべくさわらないということで、補助金絡みの施設がありますので、そこをさわらないようにするためにはどうやって施設整備をしていけばいいかと、機材を搬入したり置いたりしていくときに。そのときにまた加工が必要になるということになりますので、なるべくさわらないようにするためにはどうすればいいのかということでかなり時間を費やしてしまいました。その関係で今のところ6月には機材を搬入する予定でございましたけれども7月ぐらいにずれ込んでいくということで、全体のスケジュールとして全体的に1カ月ぐらいはずれ込んでおるところでございますけれども、今の予定でいきますと10月の試験販売というところは変わらずに、なのでそこまでの間で何とかスケジュールを圧縮させていきたいというふうなことで事業者のほうから説明をもらってるところでございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

これから改築をされて、10月に試験販売する予定だということでしょうけれど、それで、

雇用の件ですけれど、そこら辺というのは現在はどういうふうな、雇われるのかわかりませんが、本格的に稼働してからまた雇われるとか、そういった予定はどうでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

現在、6月1日付で正社員の雇用を1名されておられます。その方が現場のチーフとなっていて、今、研修等をされておるところでございます。それと、7月以降には、非正規ではありませんけれども、2名ほど追加で雇用をしたいというふうな計画を立てられてるようでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

太良町の特産品等の振興施設につきましては、町民の方もその運用につきましては非常に関心が高く、しおまねきの轍を踏んではいけないということから、条例でしっかりこの運用あるいは管理についてはやっていくことが必要かなというふうに思います。

今回、出された内容につきましては、そういうことで出されたものではなかろうかというふうに思いますけれども、この第18条の3項に「別表を別に改めて」とあります。7条についても同様で「別表を別に改めて」というふうなことがあります。条例を見ますと条例の最後のところに別表というのがありまして、第7条、第18条関係ということで、しおまねきの使用料と種別と金額が示されているところでございます。これにつきましては、この別表を廃止して、別に定めるんじゃないかというふうに思ってますけれども、それについてはいかがでしょうか。

それと、第3条の関係ですね。改正するまでの3条の関係ですけれども、開館時間とか休館日につきましては別に定めるということになってます。多分、別に定めるというのは、規則が第9条のほうに「この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める」ということになってます。この規則のことを言ってるのではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうなのかということでもあります。

それと、ここに示されている第3条を加えるというふうなことですけれども、どのような業務を行うかということで、次に掲げる業務を行うということになってます。「地域資源を活用した生産及び加工並びにそれらの販売に関する業務」ということが第1項に書いてあります。2番目といたしましては、「水産物等の利活用等の活動推進等に関する業務」となってるんですよ。具体的にこの「等」は何を示しているのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。業務の内容がはっきりしないというふうに思います。

それと、第3番目といたしまして、振興施設の設置の目的を達成するのに必要な業務とい

うことになってますけれども、その下に「別表を削る」というのがあります。別表を削るということが書いてありますけれども、さっき言った従来の条例の一番最後のところの別表を削るという意味なのかというふうに思ってます。

それと、この附則につきましては公布の日から施行するということになってますけれども、この公布の日は何を示されてるのか。

以上です。

○企画商工課長（津岡徳康君）

申しわけございません。1点ずつもう一度お願いしていいでしょうか。申しわけございません。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って、よかとぼってん、1点ぐらい覚えとけ。

○企画商工課長（津岡徳康君）

申しわけございません。

○議長（坂口久信君）

竹下君に言いたかとぼってん、もう4つも5つも言えばあれやけん、2点ぐらいぱっと単刀直入に聞いて、2つぐらいに分けてしてくれると相手もわかっけんが、その辺を上手にしてください。質問の許可は私がするわけですから、執行部が問題があるときには3回と決めておりますけれども3回以上することもありますので、その辺十分、せっかくのあれですの

○2番（竹下泰信君）

そしたら、改めてまた質問したいというふうに思います。

3回という制限があるものですから、なるべくまとめてというか、そういうことで質問しました。

先ほどから言ってますように、従来の条例を見ますと一番最後に別表ということでありまして、第7条と第18条関係ということになってまして。今回出された内容を見ますと、先ほど言いましたように、別表を別に改めてとなってるんですよ。これは、別表を削除して、別に定める規則にのっとりやるという、そういう表現、いや、その内容が違ってたら別ですけど、またこの別表を変えていきますよという話だったらいんですけど、そういうことに改めた方がいいんじゃないかというのが1点です。

もう一点は、開館の時間とか休館日の時間を別に定めるということになってますけども、これについては多分規則のことを言ってるのかなと思ってますけど、規則でするならばその規則の内容も示すべきではなかろうかというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

そのくらいで。

○2番（竹下泰信君）

はい。

以上です。

○企画商工課長（津岡徳康君）

申しわけございません。大変失礼いたしました。

それでは、1点目の別表の件でございますけれども、基本的には旧条例の、現行条例ですね、改正前の条例につきましては、しおまねきの運営を前提としたつくり方になっておりました。その点で料金とか品物を納める方々に対する料金設定とかが書いてあったわけですが、今回、タララボという新しい形の事業をなされるに当たっては、直売というよりも製造のほうメインになってまいりますので、そういった別表が必要なくなったということで削除をさせていただいたものでございます。

また、開設時間などなどにつきましても同様でございます。しおまねきで実際に開設時間を設定されて、営業されていたわけですが、実際タララボになって製造、販売される時にどういった形で時間的な区切りをどうするのかということにつきましてはまだ未定でございます。規則で定めるのかということでございますが、現状のところでは規則で定める予定はなく、事業者との話し合いによって開館時間を設定していきたいというふうに考えておりますので、なるべく弾力的な運用ができるような形を想定しているところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

規則で定めんで別に定めるということは、役場のほうと業者のほうとで話し合いをしながら、文書で整理をするということになるわけですかね。それが1点と、もう一点が先ほど言いましたように、今回出された条例案の中で一番最後のところに第3条というのがあります。振興施設は次に掲げる業務を行うということで、(2)に「水産物等の利活用等の活動推進等に関する業務」となってるんですよ。「等」が3つつくんですよ。業務のほうがこういうことで漠然として、何をやるのかというのがわからないような内容になってます。ですから、そのところをどういう内容を具体的にやるのかというような内容です。そこを質問したいということです。

その一番下のところですね、別表を削るというのがあります。これは、文の間違いかどうか分かりませんが、多分私が思うのは今の条例の一番最後のところに、先ほどから言ってますように、別表というのがあります。これを削ったら文章がずっといいんですけど、前の話に戻りますが、「別表を別に改める」となってるんですよ。ですから、ここは削るというのが私はいいかないような気がしてますんで、その辺はどうなのか。

それと、附則の関係ですね。公布の日から施行するということになってますけれど、公布の日はいつごろを考えておられるのかということです。

以上です。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

別に定めるといことは別に文書で定めるのかということでございますけれども、弾力的な運用を協議をした上で、町長の決裁を受けた上で文書で決定をしたいというふうに考えてるところでございます。

それと、第3条関係の業務内容ですが、ここは新しく新設した条項でございます。何ゆえに第3条を新設したのかといいますと、(1)のほうで書いております地域資源等を活用した生産云々というのは、これは過疎債の事業に適用させるために、それを明確にするために設定したものでございます。

それと、2点目、農林水産物等の利活用等の活動推進等ということで、ぼんやりしていて何やるのかわからないということですが、これは農林水産省方面のほうの補助金である木材の振興に係る補助金をいただいておりますので、あそこの展示スペースのところで木材を展示して、木材のよさを発揮させるということを広く知らしめるということが事業の補助金の目的でございましたので、それに合致するようになんか広目な表現で記述をしているところでございます。

それと、別と別表の違いですけれども、別表につきましては一番最後のほうに記述してありますしおまねきの料金とかの条件設定についてはもう削除しますよということでございます。それと、別にと書いてあるところは別表とは別で、これはまた別に定めるので、ここでは定めませんという意味の別ということ、今後の弾力的な運用の中で決めていくというところの表現というふうに御理解いただければと思います。

それと、公布の日からの施行の期日ですが、これはこの条例が可決いただきまして、可決をしていただいた後に総務課のほうから条例制定の手続をしますので、その手続が済んだ時点で公布をいたします。その日に発効するという御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第31号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第32号 平成30年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

補正予算書の20ページを見てみますと、消防費のところでございます。非常備消防費ですが、消防団員退職報償金433万6,000円というふうに記述されております。この対象になった退団された方の人数と、それからいろんな年数でやめられた方がいらっしやると思います。当然それによってこの退職報償金の額が違うと思いますので、この人数と、5年刻みで結構ですので、じゃあ5年でやめた方は幾ら、10年でやめた方は幾ら、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

消防団の退団者の数ですけれども33名でございます。退団の年数ですけれども、5年で退団された方が1名、6年が5名、7年が2名、8年、9年がそれぞれ1名、13年が2名、15年が5名、18年が3名、19年、20年がそれぞれ1名で、21年が3名、24年が1名、25年が2名、26年が2名、27年が3名といった内容になっております。

以上です。（「お金」と呼ぶ者あり）

金額は5年の方で20万円でございます。10年の方で26万4,000円でございます。15年の方で33万4,000円でございます。20年の方で40万9,000円でございます。25年の方で51万9,000円でございます。これは一般団員の報償金でございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

この報償金とは別なんですけど平成25年12月、さかのぼって約5年ほど前でしょうか、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものが施行されて、それ以降、強化をするという意味で消防団員の訓練服だとか、あるいは詰所の機械整備だとかに充てようということで、その強化を図れというふうな国の法律が決まったと思いますが、当然、全国市町村補助金として渡って、それを活用されたと思いますが、太良町としても訓練服だとか、あるいは編み上げブーツだとかというのを購入してきた経緯があると思います。この法律に関して、今もそういった国からの強化に関する補助金というのがあるのかどうかということと、それからこれを決めていただいたおかげで、我が太良町としてもいろんな意味でこういったところが充実できたよというふうな事例がありましたらお願いしたいと思っております。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃられた25年の法改正に伴う補助ということですが、申しわけございません、私のほうでは今のところは存じ上げておりません。申しわけございません。

○議長（坂口久信君）

その後の効果はどげん、そこんにはわからんと。

○総務課長（田中久秋君）

その効果ということでございますけれども、過去にはそういった設備等され、過去の経緯も私存じ上げておりませんので、その当時、法改正に伴う補助で整備を幾らかされたかとは思いますが、その詳細については手元資料もございませんのでわかりません。申しわけございません。

○6番（所賀 廣君）

先ほど総務課長は法改正と言われましたけど、これは新しくできた法律でしたので。

それと、先ほどの消防団員の報償金に絡むわけじゃございませんけど、今500名という消防団員がいらっしやいまして、太良町外に勤務されている団員の方も相当おられると思います。言い方は悪いですが、俗にみんなが幽霊団員というふうに言ってるわけですが、ある方には、出欠表あたりは各部置かれてるわけですけど、バツがずらっと並んで、何年か在籍して、この退団報償金の支給に値するというふうなこともあるわけですね。これは、真面目に行事あるいは機械点検あたりに出ている方とすれば格差がなというふうに思うわけですが、以前聞いたことありますけど、バツがいっぱいついている団員の方、この辺は把握したほうがよくないですかというふうな質問をした経緯がありますが、今、その辺の実態把握はできてますか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

団のほうから役場のほうにそういった方がいるといった報告は直接は受けてはおりませんが、確かに議員御指摘のとおり、なかなか消防活動等に出席できない団員さんもおられるかと思えますけれども、極力そういった時間をつくって、なるべく活動に参加しようといったことでされているというふうには聞いておりますので、そこら辺の具体的な実態調査といった部分については特には役場のほうではいたしておりません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（田川 浩君）

補正予算書の8ページになります。歳入のところは9番ですね、一番下、ふるさと応援寄附金基金の繰入金ということで、町長の説明によりますと農地基盤整備事業ですね、ここへ充当した、財源の組み替えを行うということでございましたけれど、この農業基盤整備事業の財源をふるさと納税の基金のほうに組み替えをしたということの、この理由はこういったことでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

今回、6月の補正で財源組み替えをしてるところでございますけれども、この農地基盤整備補助金につきましては従来一般的な土地改良事業といった位置づけをしておりました。今回、このふるさと納税の対象事業としても十分値するのじゃないかと、場合によっては優良事例等にもなるんじゃないかというふうな御助言等もいただきましたので、今回、事業内容及び歳出の予算額はそのまま、財源のふるさと納税の充当事業として財源組み替えを行うものでございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

そのふるさと納税の使い道として優良事例に当たるんじゃないかというようなことを発言してもらいましたけれど、これはどなたかからアドバイスを受けたとか、何かそういったことないんですかね、大丈夫ですか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

現在、太良町のほうが契約しているサイト業者の方からもそういったアドバイス等もいただいております。これをしたことによって、一つはサイト内での太良町のPRにつながるんじゃないかと、ひいてはその寄附金の増加につながるんじゃないかとといったところから、今回補正を行ったものでございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

土地改良事業が私たちから見れば本当に、さっきおっしゃいましたけど、一般的な土地改良の事業と、農地基盤整備事業に見えるけど、他方面から見たらふるさと納税の寄附金を有効に活用されている事例になるというようなふうに見えるんじゃないかと思えますけれど、もしそういった機会がございましたら存分にサイト上でPRしてもらって、また寄附金の増加につなげてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

16ページの農林水産業費の農地振興費の多面的機能支払制度事業費交付金ということで、68万8,000円で大川内地区が新たに追加をされているということでございますけれども、この追加された農地面積は幾らなのか。全体的では田が23.5ヘクタール、畑が62.3ヘクタールと明記されておりますけれども、どうなっておりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えをいたします。

今回追加されました大川内地区の面積でございますけれども、水田が5.12ヘクタール、畑が3.3ヘクタール、合わせまして8.42ヘクタールが新しく取り組まれるというふうなことでございます。

○10番（末次利男君）

この水田というのは当然ながら多面的機能を有することでありましてけれども、この直接支払制度に対する対象要件というのはどういう要件があるのか、面積要件があるのか、そして

対象事業としてはどのような事業をしなければいけないのか、これについてお尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

面積要件につきましては特段ございません。また、事業の内容についてですけれども、これにつきましては農地の維持をする事業また資源の向上というふうなことで2つのメニューに分かれております。その資源向上支払というふうな事業の中身があるんですけれども、これにつきましても2つに分かれておまして、共同作業を行う事業と、また施設の長寿命化に取り組む事業というふうなことで、大きく分けてその3つを対象とするような事業となっておりますところでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

これは、傾斜度を基準とした中山間地域等直接支払交付金制度がありまして、大体内容についても余り変わらない中身になっておるといふふうに思います。中山間地域等直接支払交付金も当初からすればもう3分の1以下に恐らくなっているんじゃないかなといふふうに思いますし、今回、伊福、片峰に次いで対象地域になったということは非常に望ましいことだといふふうに思います。これは、要件としては特段ありませんでしたけれども、中山間地域等直接支払交付金、この傾斜度の中の交付金とかぶらないんですかね、重複してもいいんですかね、どうですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

議員御質問の中にありましたように、面積が重複しても構わないのかといふふうなことでございますけれども、それについては構わないといふふうなことで聞いております。しかしながら、内容についてダブルことはできませんので、その辺のすみ分けについてはっきりした形をもって取り組んでいただくといふふうなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 平成30年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第33号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

皆さんなしですので、質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第9．閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案上程。

町長提案の議案第34号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第34号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、中原稔氏の辞任に伴い、欠員となっている教育委員会委員に岩島良人氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、太良町大字多良4315番地1。生年月日は、昭和36年6月24日でございます。

なお、任期は、前任者の残任期間の平成32年3月24日までであります。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第34号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第34号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第3 請願第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、

2019年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

追加日程第4 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに

決定いたしました。

以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成30年第4回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。

午前11時6分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則